

○経済産業省令第七十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年九月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」とい

〔新設〕

う。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあつては、第一号から第三十二号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第三十三号から第七十三号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。

一 アセチレン

二 アセトン

三 アンチモン

- 
- 四|| ベンズアルデヒド
- 五|| ベンゾイン
- 六|| 塩素
- 七|| ジシクロヘキシルアミン
- 八|| エチレン
- 九|| 酸化エチレン
- 十|| フルオロアパタイト
- 十一|| 硫化水素
- 十二|| マンデル酸
- 十三|| クロロメタン (別名塩化メチル)
- 十四|| ヨウ化メチル
- 十五|| メチルメルカプタン
- 十六|| エチレングリコール (別名エタンジオール)
-

---

ル

十七 シュウ酸ジクロリド (別名塩化オキサリ

ル)

十八 硫化カリウム

十九 チオシアン酸カリウム

二十 塩化チオホスホリル

二十一 亜リン酸トリイソブチル

二十二 次亜塩素酸ナトリウム

二十三 三酸化硫黄

二十四 黄りん

二十五 赤りん

二十六 メタノール

二十七 エタノール

---

---

二十八	一―ブタノール
二十九	二―ブタノール
三十	イソブタノール
三十一	ターシャリーブタノール
三十二	シクロヘキサノール
三十三	三塩化アルミニウム
三十四	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
三十五	N・N―ジメチルアニリン
三十六	臭化イソプロピル
三十七	イソプロピルエーテル
三十八	イソプロピルアミン
三十九	臭化カリウム

---

---

四十|| ピリジン||

四十一|| 臭化ナトリウム||

四十二|| 金属ナトリウム||

四十三|| トリブチルアミン||

四十四|| トリエチルアミン||

四十五|| トリメチルアミン||

四十六|| ヒ素||

四十七|| 三酸化二ヒ素||

四十八|| ビス(ニークロロエチル)エチルアミ

ン塩酸塩||

四十九|| ビス(ニークロロエチル)メチルアミ

ン塩酸塩||

五十|| ベンジル||

---

- 
- 五十一 一―ブプロモ―二―クロロエタン
- 五十二 ジエチルエーテル
- 五十三 ジメチルエーテル
- 五十四 N・N―ジメチルアミノエタノール
- 五十五 一・二―ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)
- 五十六 エチレングリコールモノメチルエーテル
- 五十七 ブロモエタン (別名臭化エチル)
- 五十八 クロロエタン (別名塩化エチル)
- 五十九 エチルアミン
- 六十 ヘキサメチレンテトラミン
- 六十一 イソシアン酸メチル
-

---

六十二 イソプロパノール

六十三 メチルアミン

六十四 ブロモメタン (別名臭化メチル)

六十五 ニトロメタン

六十六 ピクリン酸

六十七 ニーメチルキノリン

六十八 亜リン酸トリブチル

六十九 トリス (ニークロロエチル) アミン塩

酸塩

七十 ジエチレントリアミン

七十一 ブチリルコリンエステラーゼ

七十二 三ージメチルカルバモイルオキシ一

ーメチルピリジニウムブロミド (別名臭化ピ

---

リドスチグミン)

七十三 塩化オビドキシム

第二条 輸出令別表第二の三第一号の二口に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 反応器であつて、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもの
- 二 貯蔵容器であつて、容量が〇・一立方メートルを超えるもの
- 三 熱交換器及び凝縮器であつて、伝熱面積が〇・一五平方メートル超二〇平方メートル未満のもの

[新設]

- 
- 四 蒸留塔及び吸収塔であつて、塔の内径が〇
- ・メートルを超えるもの
- 五 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いるように設計されたもの
- 六 弁であつて、呼び径が一〇A超であるもの
- 七 軸封をしたポンプ及びシールレスポンプであつて、最高規定吐出し量が一時間につき〇
- ・六立方メートルを超えるもの
- 八 真空ポンプであつて、最高規定吐出し量が一時間につき一立方メートルを超えるもの並びにその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター及びジェットポンプノズルのうち、内容
-

---

物と接触するすべての部分が次のいずれかに  
該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は  
被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量  
の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセ  
ントを超え、かつ、クロムの含有量が全重  
量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふつ素重合体

ニ ガラス

ホ 黒鉛又はカーボングラファイト

ヘ タンタル又はタンタル合金

ト チタン又はチタン合金

---

---

チ ジルコニウム又はジルコニウム合金

リ セラミック

ヌ フェロシリコン

ル ニオブ又はニオブ合金

九 床置き用のウォークイン型の囲い式局所排気装置であつて、最小公称幅が二・五メートル以上のもの

十 化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

十一 電解槽及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ クロルアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽及びイオン交換膜電解槽を含む）。

---

---

以下同じ。)

ロ チタン電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であつて、クロルアルカリ電解槽に使用するよう特に設計したもの

ハ ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であつて、クロルアルカリ電解槽に使用するよう特に設計したもの

ニ チタンーニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であつて、クロルアルカリ電解槽に使用するよう特に設計したもの

---

ホ アスベストの隔膜であつて、クロルアルカリ電解槽に使用するよう<sup>に</sup>特に設計した<sup>もの</sup>

ヘ ふつ素重合体を基材とした隔膜であつて、クロルアルカリ電解槽に使用するよう<sup>に</sup>特に設計した<sup>もの</sup>

ト ふつ素重合体を基材としたイオン交換膜であつて、クロルアルカリ電解槽に使用するよう<sup>に</sup>特に設計した<sup>もの</sup>

十二 圧縮機であつて、湿潤又は乾燥状態の塩素を圧縮するために特に設計した<sup>もの</sup>

第三条 輸出令別表第二の三第一号の二ハに掲げ

〔新設〕

---

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ クラスⅡ安全キャビネット及びグローブボックス

ロ 物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設に使用される可能性のあるコンベンショナル方式又は乱流方式のクリーンルーム及び自己完結型ファン付きHEPAフィルターユニット

二 内容積が一〇リットル以上二〇リットル以

---

---

下の発酵槽であつて、生物系材料を扱うことができるもの

三|| ローター容量が四リットル以上のバッチ式の遠心分離機であつて、生物系材料を扱うことができないもの

四|| 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であつて、ろ過及び給気式の全面型面体呼吸用防護具

五|| 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であつて、一部又は全体が自動化されたもののうち、五〇ベースを超える核酸を生成するように設計したもの

---

第四条 輸出令別表第二の三第二号イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 五 「略」

第五条・第六条 「略」

第七条 輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第二号イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 五 「略」

第二条・第三条 「略」

第四条 輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 第一条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を

---

定める省令（以下「貨物等省令」という。）

第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二 半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用に特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置

イ 「略」

ロ マスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用の

---

定める省令（以下「貨物等省令」という。）

第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二 半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用に特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置

イ 「略」

ロ マスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用の

---

ものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 完成したマスク及びレチクル（次のいずれかに該当するものを除く。）

1 第四条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するため  
のもの

2 「略」

(二) ～ (八) 「略」

ハ・ニ 「略」

第八条 輸出令別表第二の三第二号ホに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

ものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 完成したマスク及びレチクル（次のいずれかに該当するものを除く。）

1 第一条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するため  
のもの

2 「略」

(二) ～ (八) 「略」

ハ・ニ 「略」

第五条 輸出令別表第二の三第二号ホに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

---

一 第四条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置

二 「略」

第九条 「略」

第十条 輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 四 「略」

五 第十一条に該当する端末インターフェース

---

一 第一条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置

二 「略」

第六条 「略」

第七条 輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 四 「略」

五 第八条に該当する端末インターフェース装

---

装置を組み込んだ装置

六〇七 「略」

第十一条・第十二条 「略」

第十三条 輸出令別表第二の三第二号又に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、

第十一条に該当する通信装置用の光ファイバー

の材料として設計したガラスその他の材料のプ

リフォームとする。

第十四条〜第二十三条 「略」

置を組み込んだ装置

六〇七 「略」

第八条・第九条 「略」

第十条 輸出令別表第二の三第二号又に掲げる貨

物であつて、経済産業省令で定めるものは、第

八条に該当する通信装置用の光ファイバーの材

料として設計したガラスその他の材料のプリフ

ォームとする。

第十一条〜第二十条 「略」

第二十四条 輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 「略」

第二十五条 「略」

第二十六条 輸出令別表第二の三第二号ムに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

第二十一条 輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第十六条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 「略」

第二十二条 「略」

第二十三条 輸出令別表第二の三第二号ムに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

<p>一 「略」</p> <p>二 第十八条第二号に該当する光ファイバーのプリフォームであつて、ふっ化物の純度が九・九九九パーセント以上のもの</p> <p>第二十七条～第七十五条 「略」</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 第十五条第二号に該当する光ファイバーのプリフォームであつて、ふっ化物の純度が九・九九九パーセント以上のもの</p> <p>第二十四条～第七十二条 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年十月七日から施行する。